二　当該相対ネッティング契約が、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三　当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13　直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

第七十六条の三中「適合する」の下に「期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれる」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

第七十六条の三第二号の次に次の二号を加える。

二の二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三　期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

第七十六条の三第四号中「される」を「されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備している」に改め、同号ロ中「第二号」を「第二号の二」に改め、同条第六号中「モデル」の下に「（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）」を加え、同条第七号中「手続」の下に「（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）」を加え、同条第九号中「予想され」の下に「、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測され」を加え、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

第七十六条の三第十三号中「第七十六条第三項各号」を「第七十六条第四項各号」に改め、同条に次の二号を加える。

十四　派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十六条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十五　信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たって、第二百七十二条の承認を受けており、第二百七十条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、第二百七十条の四の規定により適切にＣＶＡリスク相当額を算出する体制を整備していること。

第七十七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第七十七条第三項中「場合には」を「ときは」に、「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改める。

第八十七条第四号ロ中「又は4―3」を「、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」に改め、同号ハ中「5―3」の下に「又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第八十八条中「なっているもの」の下に「（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第九十二条第一項中「（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率			
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャー以外の場合（パーセント）	証券化エクスポージャーの場合（パーセント）	
信用リスク区分が1―1、2―1、4―1、5―1、6―1若しくは7―1の場合又は第八十七条第三号に該当する場合	一年以下	〇・五	一	二	
	一年超五年以下	二	四	八	
	五年超	四	八	十六	
信用リスク区分が1―2、1―3、2―2、4―2、4―3、5―2、5―3、6―2、6―3、7―2若しくは7―3の場合又は第八十七条第五号の条件を満たす場合	一年以下	一	二	四	
	一年超五年以下	三	六	十二	
	五年超	六	十二	二十四	
信用リスク区分が1―4又は2―3の場合	全ての期間	十五	一	一	

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。